

令和4年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 4 年 12 月 7 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議員の辞職について
- 第4 諸般の報告
- 第5 行政報告
- 第6 議案第75号 町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第7 議案第76号 町道路線の認定について
- 第8 議案第77号 字の区域及び名称の変更について
- 第9 議案第78号 字の区域及び名称の変更について
- 第10 議案第79号 四万十町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 第11 議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第12 議案第81号 四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第82号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第83号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第84号 四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第85号 四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第86号 四万十川ジップラインに係る指定管理者の指定について
- 第18 議案第87号 令和4年度四万十町一般会計補正予算（第6号）
- 第19 議案第88号 令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第89号 令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2

号)

第21 議案第90号 令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第2号)

第22 議案第91号 令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第2号)

第23 議案第92号 令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

第24 議案第93号 令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

第25 議案第94号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第2号)

第26 議案第95号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第2号)

第27 議案第96号 令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

第28 議案第97号 令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第29 議案第98号 令和4年度四万十町水道事業会計補正予算(第2号)

第30 請願・陳情

~~~~~

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

~~~~~

出席議員(13名)

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	下元昇君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
13番	堀本伸一君	15番	橋本章央君
16番	味元和義君		

~~~~~

## 欠席議員(2名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 12番 | 田邊哲夫君 | 14番 | 村井眞菜君 |
|-----|-------|-----|-------|

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	細 川 理 香 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	竹 内 幸 喜 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸二郎 君
学校教育課長	岡 英 祐 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	片 岡 丈 明 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	田 邊 真 司 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事務局職員出席者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時 30 分 開会

○議長（味元和義君） 改めて、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 4 年第 4 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に 12 番田邊哲夫君、14 番村井眞菜君から欠席届があつております。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、6 番武田秀義君及び 15 番橋本章央君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の 12 月 5 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営副委員長橋本章央君。

○議会運営副委員長（橋本章央君） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会より、会期日程について協議の結果を報告します。

第 4 回定例会会期は、本日 12 月 7 日から 12 月 15 日までの 9 日間とすることに決定しました。なお、一般質問については、7 日目の 12 月 13 日に 4 名、そして 14 日に 2 名の計 6 名となります。15 日の最終日には、決算特別委員会が付託を受け、継続審査となっておりまして令和 3 年度四万十町各会計歳入歳出決算の審査報告を行う予定です。

以上で報告を終わります。ご審議の上、ご決定をよろしく願います。

○議長（味元和義君） 副委員長の会期報告が終わりました。

副委員長の会期報告は、本日の 12 月 7 日から 12 月 15 日までの 9 日間であります。

お諮りします。

令和 4 年第 4 回定例会の会期は副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 4 年第 4 回定例会の会

期は本日から12月15日までの9日間とすることに決定しました。

会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、議員の辞職についてを議題とします。

岩井優之介議員から、令和4年11月30日付で議員辞職したい旨の辞職願が議長宛てに提出されました。地方自治法第126条但し書きの規定に基づき、同日付で議員辞職することを許可しましたので、報告します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第4、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務所に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣について、その結果を報告します。

10月20日、高知市で開催されましたトップセミナーに議長、酒井副議長、緒方総務常任委員長、古谷教育民生常任委員長、林産業建設常任委員長、中屋広報広聴常任委員長、田邊議会運営委員長が参加しました。

11月11日から19日、総務常任委員会が先進地視察研修として、危機管理課、建設課と共に愛媛県西予市、福岡県東峰村を訪問し、土砂災害や河川氾濫による大規模災害発生後の復旧に関する取組等について研修を行いました。

11月24日、令和4年度土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会臨時総会に議長と共に緒方総務常任委員長が出席しました。

11月29日、四万十町戦没者追悼式に議長と共に酒井副議長が出席しました。

議長が出席しました行事等の件につきましてはお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

また、令和4年度四国地区町村議会議長会において、議員功労者として緒方議員、下元議員、岩井議員が表彰されましたので、報告します。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） それでは、9月定例会以降の総務常任委員会活動状況について報告します。

まず9月は、職員の長時間労働是正について、四万十川ジップラインの指定管理、町有財産の管理について協議しております。長時間労働是正については、11月の常任委員会の内容とかなり重複する部分もあることから、11月の報告で述べたいと思います。四万十川ジップラインについては、今議会の議案に上がっておる指定管理者選定に向けての経過及び工程を担当課より説明を受けました。また、町有財産の管理では、現在利活用されていない北琴平の幸マンション、ビジネスホテル幸の跡地利用計画について、簡易な形で整備し、職員、一般町民共用の駐車場として活用し、次の本格的な活用計画が決まるまでの一時的な使い方としたいとの報告を総務課から受けました。

10月は、令和3年度四万十町一般会計各会計及び水道事業会計歳入歳出決算について、決算特別委員会への質問項目を協議しております。質問項目では、家地川地域活性化拠点施設整備事業、地域資源映像活用事業、文化的施設整備事業、四万十川水産資源回復事業、安心子育て支援事業、出産祝い金、健康ステーション事業、高齢者等外出支援事業などが主な項目として取り上げました。その他には、11月の常任委員会で、職員の長時間労働の対応策を町長、副町長を交えて協議することを確認して、10月の常任委員会は終わっております。

11月は、職員の長時間労働是正について、町長、副町長に、どうしたら時間外の削減につながるのか、昨年8月に実施した職員アンケートを取りまとめ、今年5月の常任委員会で、意見の多かった項目について町としてどういった対応策が取れるのかを検討を願った経過がある中で、現在対応できていること、また、これから実施していくことについて、回答がありました。

実際に成果が見えてきたのは、水曜日のノー残業デーです。数字は述べませんが、着実に残業する職員数が減ってきております。庁内の見回り、館内放送での呼び掛け等で職員の意識も随分変わったと感じております。また、実績としてはまだ見えてきませんが、書類の簡素化、事務の効率化、AIの活用については現在進行形ですが、職員の業務量の負担軽減につながるはずです。一般職351人、会計年度任用職員300人近くいる中で、システムを試験的に導入して、年末調整の作業を3人の職員でこなしております。また、窓口での押印事務の省力化も4月からスタートしております。電子入札の導入については、来年

度、指名願の電子化、令和6年度電子入札に取り組むという回答でした。庁内の打合せや会議のオンライン化については既に対応されております。また、夜間の会議はできるだけ昼間にやるという指導はしているという回答でした。職員の採用試験の見直しについて、あまりにも事務処理能力に乏しい者については、6か月の試験期間制度で対応したいとの回答がありました。ほかにも、対応の進行中、また計画段階のものは伺っておりますが、成果として上げるまでには至っておりません。

以上が9月定例会以降の総務常任委員会の活動報告です。

なお、先ほど議長も申されましたが、我々の常任委員会の委員でありました岩井優之介議員が、去る11月30日をもって、一身上の都合のため議員を辞職されましたことを併せて報告します。岩井優之介議員は、長い間本町の発展のために頑張ってくられ、本当にご苦労さまでした。

最後に、委員会活動の総括をしますと、総務常任委員会の活動のテーマとして二点取り上げてやってまいりました。一つは議会BCPの作成でしたが、大災害発生時、初動期の議員の行動のところで立ち止まっておりますので、新しい常任委員会で引き継いでくれることを期待します。もう一つの大きなテーマ、職員の長時間労働については、ある程度の成果は得られたと感じてはおりますが、これから徐々に成果が現れて、職員の意識改革ができていけば、そのことが必ずや住民サービスにつながっていくことと信じております。我々の任期もあと僅かですが、残された期間も精いっぱい努める所存ですので、どうかよろしくお願いします。

以上、総務常任委員会の活動報告とします。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） 教育民生常任委員会の活動報告をします。

まず、9月定例会以降の活動としては、10月に令和3年度決算資料の勉強会をしております。そして、11月には、文化的施設の規模の根拠が、非常に重要なテーマでずっと追いかけてきたこともあり、文化的施設の施設規模に関する箇所の検討委員会議事録のコピー、プロポーザル案内における仕様書のコピー、人口規模別図書館面積に関する元データ等の資料提供を求め、協議をするとともに、11月1日から4日にかけて開催された地区説明会の概要説明を受けた経過があります。

この２年間の常任委員会の大まかな活動内容、テーマとして、文化的施設への対応、社会福祉、老人福祉、医療福祉に関する調査、そして学校教育、社会教育の振興に関する調査の三つのテーマを基に取り組んできました。それぞれのテーマに関して、定例会ごとに活動報告を行い、議会だよりでも報告、掲載をしておりますので、またそちらをご覧ください、最重要テーマとして取り組んできた文化的施設への対応の経過に絞って、取組経過を振り返る形で報告します。

文化的施設への対応ですけれども、まず、常任委員会が組織された当初、2021年４月にオーテピア高知図書館と中土佐町立美術館を視察したところから始まっております。オーテピアは、ご存じのとおり、全国に誇れる蔵書規模、機能を備えた施設でして、この施設を積極的に活用することを基本に置いて、地方公共図書館の在り方について議論、熟考していくことが重要であるとの認識をするとともに、美術館は、図書館以上に利用してもらうことが非常に難しい施設であるという課題の下に、当町で進めておる文化的施設整備事業については熟考を重ね、慎重に進めていくことが必要であるとの共通認識の下に２年間取り組んできた経過があります。

2021年６月定例会では、陳情第３－３号四万十町文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書を審査しました。常任委員会では採択したわけですがけれども、本会議では賛成６、反対９で不採択という結果になりました。

同年７月の常任委員会では、意見公募手続資料の説明を受けた後に協議し、各委員の意見としては、これだけの規模の施設が本当に必要なか見直しが必要ではないか。人口動態に見合った規模とすべきである。これまでに出了れた反対の嘆願書、見直しを求める陳情書には、16億円近くかかる施設が今本当に必要なものか見直しが必要だという共通の思いがある。図書館・美術館を必要とする町民がどのくらいいるのかをしっかりと把握し、実態に見合った施設でなければならない。もっと住民の理解を得て進めないと、サービス計画も実践できなくなる。この事業は、将来をかけた大きな事業で、時間をかけて自分たちにとって必要な施設であるという意識の醸成が必要だという意見集約を行っております。これは昨年７月の時点ですがけれども、この捉え方が私たちの教育民生常任委員会の根底にずっと備わって今日まで来ていまして、年が明けて、３月の常任委員会では、当初予算に示された移動図書館車の導入予算について、複数の委員から疑問の声が上がり、これは時期尚早であるという位置付け、集約ですがけれども、私個人の発議として修正動議を出しました。これは、本会議では賛成５、反対９で否決となっております。

次に、今年8月には、9月定例会において、文化的施設に関する自由討議の開催をすべきとの意見集約をしておりましたが、残念ながら、議会運営委員会では見合わせる結果となりました。また、8月30日には、文化的施設整備総事業費と今後の方向性で示された資料の説明を受けて、さらに、10月臨時会では、政策討論会を経て、今般、住民の3,600筆近い署名による本事業の一時休止見直しを求める請願書が町長と議会に提出されております。この民意を重く受け止めると同時に、委員全員がその趣旨に賛同するものであることを表明して、この2年間の取りまとめの活動報告とします。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 産業建設常任委員会の9月定例会以後の活動について簡単に報告します。

9月15日、産業建設常任委員会に付託された二つの陳情案件について審議を行いました。審査の結果、常任委員会としては二つの陳情とも不採択としました。なお、本会議での審査報告の結果も不採択でした。

続いて、10月13日、所管事務調査として、あぐり窪川・池専務と松葉川温泉・奥宮支配人に出席をいただき、松葉川温泉の現在の経営状況や営業内容などの説明を受け、質疑を行いました。営業利益の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、一番の課題は人手不足であるとのことでした。説明後、委員との意見交換も行いました。

続いて、11月11日、文化的施設整備推進室に出席をいただき、各地域で行われた文化施設に関する住民説明会での町民からの意見などに関する説明を受けました。

以上が9月定例会以降の活動内容となります。今期、産業建設常任委員会としての調査研究した内容については、次期議会へ引継ぎを行い、継続的な活動ができるよう努めたいと思っております。

総括として、2年間の短い間でしたが、所管の課長、職員、所管外の課長、職員、議員の皆様のご協力をいただき、全身全霊をもって取り組むことができました。本当にご協力ありがとうございました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（味元和義君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。

先ほど議長からご報告をお聞かせいただきましたが、11番議員の岩井優之介議員が辞職されました。これまでのご活躍に心より感謝と敬意を表するものです。

早速ですけれども、行政報告を申し上げます。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、令和4年12月議会定例会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。

開会に当たって、先の9月定例会以降の主要な行政運営等に関して、ご報告を申し上げます。

まず、文化的施設整備事業についてです。文化的施設整備事業については、昨年9月定例会の予算審議において、実施設計や用地取得に要する経費をはじめ、施設本体の建築工事費等を含む令和5年度までの継続費の設定について議決をいただき、施設の本格的な整備に向け、昨年11月には実施設計にも着手したところです。

しかしながら、本年9月定例会でもご報告したとおり、本事業においても全国的な資材単価の高騰等による影響を受けて、昨年9月にお示しした総事業費から増額が見込まれることとなり、今後の方向性について改めて検討する必要性が生じたところです。このため、議会や町民の皆様も含めた今後の選択肢の一つ目として、やむを得ない事情であるため、設計の見直し等を行わずに予算計上。二つ目として、施設規模の縮小や設計そのものの見直しを含めた総事業費の圧縮を検討。三つ目として、事業の一時休止の三つをお示したところです。

その後、本年10月には実施設計が完了して、この時点で総事業費が約21億2,600万円の見込みとなりました。また、今後も資材単価の高騰等が予想されることから、予算計上の根拠となる最終的な総事業費としては、実施設計に基づく建築工事費等に、発注時までの今後の物価上昇見込み等を加味した23億1,780万円を見込んでいます。

こうした状況を受けて、今後の対応について、町民の皆様を対象としたご説明や意見交換の場を設けることとし、去る11月1日、2日、4日に、それぞれ大正・十和・窪川地域において、計3回の説明・意見交換会を開催しました。その中で、今後見込まれる総事業

費をはじめ、これに充てる財源や町の財政状況、現在の町立図書館・美術館が抱える課題などについて説明し、参加していた皆様からも様々なご意見をいただいたところです。

ご参加いただいた約100人の皆様からは、予定どおり令和6年度に開館できるのか、説明を受け、財政的に問題がなく、施設規模やサービスが華美過大なものではないと分かった、子どもの成長は早いので、計画どおりスピーディーに進めてほしいといったご意見が寄せられた一方で、新型コロナウイルス感染症禍や物価高騰の中、果たして必要な整備なのか、規模を縮小するなど、時間をかけて検討してはどうかといった声や、人口減少が予想される中でランニングコストを心配される声など、多数のご意見やご質問をいただいたところです。

なお、各会場でご説明した内容については、四万十ケーブルテレビの行政放送枠内で前編と後編の2回に分けて放送し、町公式ホームページでも視聴可能となっております。

また、11月29日には、四万十町の未来を考える会から町長宛てに、文化的施設整備事業の一時休止を求める請願書が3,595名の署名とともに提出されました。この署名数については、提出者による集計ベースではありますが、この事業を推進することにご不安をお持ちのことと受け止めています。このほかにも、イベント会場等で寄せられたご意見、さらに、これまで様々な場面や機会を通じてご意見等をいただいております。そのご意見等も十分に踏まえた上で、改めて協議した結果、私たち町民には先人から受け継いできた文化や歴史を次世代に守り伝える責任があるとともに、この町で暮らす私たちの今と未来のためにも、生涯学習の拠点であり、さらには、まちづくりや文化施策の核となる施設の整備を遅らせることはできないと判断して、今議会の一般会計補正予算において、関連する歳入歳出予算や継続費の変更に係る補正予算を計上することとしました。

その主な理由として、一点目に、本事業が基本構想や基本計画、さらには施設の整備に必要な予算に基づいて、これまで6年間にわたって進められてきた事業であること。二点目として、旧役場本庁舎跡地を建設予定地とした基本設計が令和2年度末に完了し、これを踏まえ、昨年9月定例会において、施設の規模や構造等も含め、開館までに必要な予算をお認めいただいていること。三点目として、今回の増額理由が、施設規模や構造等の変更に伴うものではなく、全国的な資材単価の高騰等に伴う影響であること。四点目として、施設規模については、基本構想や基本計画の検討結果を反映した必要最低限のものとして設計されていること。さらに、施設の現状を踏まえ、本町の人口規模から見た蔵書数や収蔵品の適切な管理といった観点からも、計画している施設規模が必要であり、早急な

整備が求められていること。五点目として、有利な財源として見込んでいる合併特例事業債の借入期限が令和7年度末に迫っていること。六点目として、財政シミュレーション等を行い、今後も引き続き健全財政を維持できる見込みであること。最後に、若い世代や子育て世代の方からの施設の整備を求める声や期待を寄せる声も多く、以上の点を総合的に判断し、先にお示ししていた選択肢の一つ目の設計の見直し等を行わずに予算計上することとし、関連する過疎地域持続的発展計画の一部変更と補正予算を今議会に提案することとしました。

本事業は、この町の未来をつくる重要な施策であり、今回の決定は大変大きな判断となりますが、先ほどもご説明したとおり、施設に期待を寄せる声も多い中で、これまでの経過等はもちろんのこと、検討のきっかけとなった町立図書館・美術館の課題の根本的な解決を図り、スピード感を持って進めていくことが、この町の魅力を高め、定住や人口の増加にもつながっていくものと考えておりますので、何とぞご理解いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、新型コロナワクチン接種の概要についてご報告します。

新型コロナワクチン接種については、10月からオミクロン株対応ワクチンの接種を実施しています。対象者は、2回目接種を済まされた12歳以上の方となり、本町では約1万4,000人が対象となります。また、接種間隔も5か月から3か月へと短縮されたことにより、7月から8月までに4回目接種を終えられた60歳以上の方などが11月末までに接種可能となりました。予約センターでの混雑を避けるため、順次、接種券の発送を行い、現在、接種可能な方には接種券の配布を完了し、年内に接種できるよう対応しました。

なお、平日の接種が難しい方には、土曜日にきらら大正、日曜日は農村環境改善センターにおいて集団接種を12月3日から行っております。そして、5歳から11歳までの小児用ワクチンの3回目接種は、9月27日から予約を開始し接種を行っており、新たに接種対象となった生後6か月から4歳までの乳幼児接種は12月6日から接種を開始しております。

年末年始を控え、第8波も懸念されていますので、一人でも多くの町民の皆様にワクチン接種をしていただきますようお願いします。

続いて、マイナンバーカードの取得促進についてご報告します。

本年11月30日現在におけるマイナンバーカードの交付率は、全国平均が53.9%、本町が47.1%となりまして、この2か月間で全国平均との差は13%ほど縮小しております。また、この間、国のマイナポイント事業と本町の商品券配布事業が相まって、マイナンバー

カードの交付を申請された町民の皆さんは延べ1万1,000人を超え、申請率は68.8%となっています。

現在、四万十町役場においては、カードの交付申請のための臨時窓口を設置して対応しており、今月18日までは日曜日も開庁して申請受付を行っています。今後も引き続きカードの取得促進に注力しますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

続いて、子育て支援の拡充についてご報告します。

本町では、第2次四万十町総合振興計画に掲げるまちの将来像を実現するため様々な取組を進めておりますが、これからも続くと予想される人口減少が最も大きな課題であると認識しております。この課題である人口減少の抑制と持続可能なまちづくりを進めるためには、少子化の背景にある社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識を促し、また、若い世代の不安感の原因に総合的に対応することが必要であり、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図っていかねばならないと考えております。

これまでも、子どもを核としたまちづくりの視点を大事にしながら、妊産婦から子育て世帯、子どもへの支援策に取り組んできましたが、さらなる充実と拡充を図るため協議を進めているところであり、今議会では、その一つとして、医療費の無料化を高校生までに拡充するための条例改正を議案として上程し、来年度施行に向けて準備を進めていくこととしております。また、教育分野では、小中学校の児童・生徒に提供している給食と各校で学習に用いている副教材に係る保護者負担を来年度当初から求めないようにすることについても準備を進めております。このほかにも、学校に在籍する児童・生徒数によって保護者の負担額が異なる修学旅行の費用の平準化なども検討しています。

今後はさらに、妊娠、出産を含む子育てと仕事が両立しやすい環境を整える取組として、心理的な負担軽減、切れ目のない子育て支援の充実について取り組むこととしており、先に申し上げた支援策と併せて、来年度予算等に反映する予定としております。加えて、文化的施設を含む将来の四万十町に必要な施策を推進し、子育てしやすいまち、住み続けたいと思えるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上、行政報告とします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案します。日程第6、議案第75号、日程第7、議案第76号、日程第8、議案第77号及び日程第9、議案第78号の2議案は、一括提案後、それぞれ審査・採

決を行います。日程第10、議案第79号から日程第29、議案第98号までの20議案については提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第30、請願・陳情はお手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第75号町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第75号町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和4年2月10日に議決をいただきました町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の内容については、工事施工中の事情変更によるものでして、吹付のり枠の施工に伴い伐開及び掘削をしたところ、復旧範囲の起終点付近においてのり面の脆弱部が新たに確認されたため、モルタルによる吹付のり枠面積の増加が生じたものです。この変更に伴い、当初の請負代金額を2,481万6,000円増額し、1億4,108万6,000円で変更契約を締結するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 今、町長から説明がありました。変更内容についての疑問はありませんが、なぜこの時期に変更なのか。契約工期は今年2月11日から始まっております。伐開作業は、仮設防護柵設置後の取っかかりの作業だと思います。そうであれば、5月辺りには起終点ののり面に弱い部分があるのは分かっていたのではないかと。だとしたら、もっと早い時期、6月、9月補正に間に合ったのではないかと思います。その点について伺います。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） なぜこの時期の議案提出になったのか。まず、繰り返しになりますが、今回の変更の理由は、議案説明資料に記載のとおり、木々の伐開と地山の掘削を行ったところ、起終点付近が非常に脆弱で、安定している地山まで掘削する必要が出てきたので、併せて、掘削後に施工するのり枠の延長も増えて事業費が増額になったことでの金額の変更議案になります。

これに当たっては、当然、国の災害復旧事業で予算も入れておりますので、県・国とも協議する必要があります。そういったのにどうしても不測の日数がかかって、協議のめどが立った段階での議案提出となりますので、この時期になったという経過です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第75号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第75号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第76号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第76号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上

げます。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。この月ノ駄場東線については、国道381号線と町道を結ぶ路線でして、地域の生活道、連絡道として利用されていることから、町道に認定して維持管理を図るものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第76号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号町道路線の認定についてを採決します。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第77号字の区域及び名称の変更について、日程第9、議案第78号字の区域及び名称の変更について、以上、議案第77号及び議案第78号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第77号及び議案第78号の字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第77号ですが、本議案は、国土調査法に基づく地籍調査を実施したことにより、大字奥神ノ川地区の字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたものです。

次に、議案第78号ですが、本議案は、土地改良法に基づく県営土地改良事業（米の川地区農業競争力強化農地整備事業）を実施したことにより、大字米奥地区の字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたものです。

以上、2件の字の区域及び名称について、地方自治法第260号第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第77号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号字の区域及び名称の変更についてを採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号字の区域及び名称の変更についてを採決します。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第79号四万十町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第79号四万十町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

本計画の変更については、同法に定められた、いわゆる過疎対策事業債を広く活用するため、計画書への位置付けが必要であることから、事業の追加及び修正等を行うものです。

主な変更内容としては、計画書本文の「5 交通施設の整備、交通手段の確保」の事業名において、「（5）鉄道施設等鉄道施設」を追加します。また、計画書本文の「9 教育の振興」への事業内容の追加により、施策区分ごとの概算事業費合計額が変更前の2割を超える増額としております。

なお、それぞれの変更内容については、同法第8条第7項の規定による高知県との事前協議も完了しています。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第80号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第12、議案第81号四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第82号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第83号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第80号から議案第83号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第80号の関係条例の整備に関する条例について並びに議案第81号から議案第83号の条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの条例については、地方公務員法等が改正されたことに伴い、本町の関連条例の改正を行うものです。

まず、議案第80号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてです。

本議案は、地方公務員の定年引上げや役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、引用する施設の条項番号を改める等、関係条例の整備を行うため、四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ほか4条例の一部を改正するとともに、四万十町職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

続いて、議案第81号四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、来年度4月1日から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、役職定年制による降任及び定年前再任用短時間勤務制が導入されることから、関係する四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容についてですが、定年制度に係る規定の改正として、職員の定年について60歳から65歳に引き上げるための規定の整備を行います。

次に、役職定年制の導入についてご説明申し上げます。

役職定年の対象となる管理監督職については、管理職手当の支給を受ける職員の職とし、役職定年年齢は60歳とします。原則として、管理職の職員は、60歳に達した日後、管理監督職以外の職に降任・異動することとなりますが、特例措置として、公務の運営に著しい支障が生じる一定の事由があると認めるときは、引き続き従来の管理監督職として勤務させることができる規定を設けることとしております。

続いて、議案第82号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

まず、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うものについては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするため、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る取得要件を緩和するために必要な改正を行うものです。

続いて、地方公務員法の改正に伴うものについては、育児休業及び育児短時間勤務に関する規定の改正を行うこととしており、育児休業及び育児短時間勤務ができない職員として、特例任用により役職定年の適用を延期された管理職を追加するとともに、定年前再任用短時間勤務職員等に係る所要の用語の整理を行うものが主な内容です。

次に、議案第83号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の改正に伴い、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務職員制が導入されることから、四万十町一般職の職員の給与に関する条例に関して、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する規定を定めるとともに、所要の用語の整理を行うものです。

改正の主な内容ですが、職員の定年引上げに係る規定の追加を行います。初めに、60歳に達した職員の給料月額については、当分の間、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の職務の級並びに号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とします。また、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額については、現行の再任用職員の給料月額と同額を基準給料月額として規定するほか、所要の用語の整理を行います。

最後に、級別職務分類表の改正についてご説明します。

役職定年制により降任となった職員に関しては、管理職として培ったマネジメント力や経験等が活用できる専門的分野での業務や後進の育成を図ることを目的とする業務を担当する職務として、級別職務分類表 5 級の職務に主幹及び技監を定めることとしております。

以上、地方公務員法等の改正に伴う関連 4 議案について、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第83号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号から議案第83号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

会議の途中ですが、ただいまより暫時休憩とします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第84号四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第84号四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町では、15歳に達する日の年度末までの子どもを対象に、通院や入院時の医療費に係る自己負担額を助成しておりますが、子育て支援のさらなる充実を図るため、令和5年4月1日からその対象年齢を18歳に拡大するなどの制度改正を予定しております。

本議案は、この制度改正に必要な条例整備を行うもので、主な改正内容としては、対象

児童の年齢要件を15歳から18歳に改めるとともに、新たな助成対象者として、保護者が四万十町に住所を有している場合に限り、修学のため他の市町村に転出している児童を追加するものです。

なお、この改正により新たに対象となる16歳以上の子どもの数は350人を見込んでおります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第84号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、議案第85号四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第85号四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町におけるし尿のくみ取り手数料は、四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条の規定により、別表第4において、1000当たり770円と定めております。この手数料は、町がし尿のくみ取りを直営で行った場合の手数料として定めており、現在、四万十町のし尿のくみ取りは、四万十町一般廃棄物処理業の許可業者のみで行っていること、また、今後、直営の具体的な予定もないことから、当該部分を削除するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第85号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第86号四万十川ジップラインに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第86号四万十川ジップラインに係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十川ジップラインについては、四万十川流域の豊かな自然環境の活用による交流人口の拡大を図り、もって地域の活性化に資することを目的に設置したものです。当該施設は、令和5年4月1日から指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募したところ、2者から応募がありました。同条例第4条の規定により、四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施した結果、利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること、公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること等の点を評価し、候補者として株式会社とおわを選定したので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第18、議案第87号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第87号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による影響を受けた事業者への支援や、ワクチン接種及び文化的施設の建設に係る継続費の補正などの重要かつ緊急性の高い事業に加えて、施設の維持修繕、事業の精査等に伴う予算措置となります。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明します。

まず、2款総務費ですが、一般管理費では、災害時における職員用備蓄食料の更新費用として食糧費120万円を計上したほか、財産管理費では、電気料金の高騰により不足が生じる見込みのため、庁舎等の光熱水費416万円を追加計上しております。

また、十和地域の振興に役立ててほしいといただいた寄附金について、後年度に活用するため、ふるさと支援基金積立金688万8,000円を追加計上しております。

文化的施設整備事業費では、昨年9月定例会、令和3年度一般会計補正予算（第2号）で議決をいただいた継続費に基づき、施設本体の建築工事に先立ち、擁壁補強工事を実施するとともに、建設予定地内上段の駐車スペースに接続する通路の改修、安全対策に係る工事設計委託料として、合わせて1,717万7,000円を計上しております。

なお、後ほどご説明する継続費の補正と併せて、本事業に関するこれまでの経過や今後の予定、施設の概要や年度別の整備事業費、維持管理費の内訳や財源計画等について、補正予算に係る別添資料として作成し、お配りしておりますので、併せてご確認ください。

以上の結果、総務費全体で2,635万7,000円の追加計上となります。

次に、3款民生費です。電力・ガス・食料品等の価格高騰による影響を受けた事業所への支援として、老人福祉費では、介護サービス事業所等への給付金555万円、障害福祉費では、障害福祉サービス事業所等への給付金100万円をそれぞれ計上しております。人権対策費では、令和6年度を始期とする第3期男女共同参画計画を、令和5年度にかけて策定するため委託料600万円を計上するなど、民生費全体で2,591万3,000円の追加計上となります。

次に、4款衛生費です。保健衛生総務費では、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対す

る支援として、医療機関等への給付金651万円を計上したほか、予防費では、新型コロナワクチン接種事業において、オミクロン株対応のワクチン接種の実施に伴い、既決予算を精査するとともに、年度末まで必要となる事業費を追加計上するなど、衛生費全体で4,457万8,000円の追加計上となります。

次に、農林水産業費です。農業振興費では、資材価格の高騰などの理由で事業の実施が見送られたことにより、園芸用ハウス整備事業補助金5,319万2,000円を減額する一方、肥料価格の高騰に対する支援として、農業者への給付金3,450万円を計上しております。畜産業費では、粗飼料の高騰に対する支援として給付金5,207万1,000円を計上するなど、農林水産業費全体で550万円の追加計上となります。

次に、7款商工費です。商工総務費では、燃料価格等の高騰に対する支援として、公衆浴場事業者への給付金350万円を計上する一方、事業費の精査により雇用労働継続支援助成金2,533万1,000円を減額するなど、商工費全体で1,155万5,000円の減額補正となります。

次に、8款土木費です。道路新設改良費、河川費及び住宅費において、国や県の交付金の決定や工事の進捗状況に伴い所要の見直しを行い、土木費全体で8,961万3,000円の減額補正となります。

次に、9款消防費です。常備消防費では、高幡消防組合経費の精査等により負担金1,103万5,000円を減額するなど、各事業費の精査により、消防費全体で1,892万7,000円の減額補正となります。

次に、10款教育費です。学校管理費では、各小中学校施設の光熱水費を追加計上したほか、昭和中学校の防球ネット改修事業において、設計監理委託料100万円を減額する一方、資材価格の高騰に加え、防塵対策を行う必要が生じたことから、工事費418万8,000円を追加計上しております。

学校給食費では、食材費の高騰により各小中学校の給食費に不足が生じる見込みのため、給食費429万6,000円を追加計上しております。

B&G海洋センター管理費では、合併処理浄化槽改修事業において、資材価格の高騰に加え、県との協議で流量調整槽の容量が不足しているとの指摘を受けたことから、対応するための工事費1,072万3,000円を追加計上するなど、教育費全体で2,918万9,000円の追加計上となります。

次に、11款災害復旧費です。7月に発生した台風4号及び9月に発生した台風14号の影

響による国庫補助の対象とならない単独災害復旧費について追加計上し、災害復旧費全体で2,000万円の追加計上となります。

次に、12款公債費です。前年度借入分の借入額及び借入利率の確定等に伴い、元金及び利子について見直しを行った結果、合わせて99万7,000円の減額補正となります。

最後に、職員の人件費ですが、これまでの実績に基づく各費目の見直しとともに、先の第4回臨時会で決定賜りました、四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う見直しを行った結果、給料で179万4,000円の減額、職員手当及び共済費で523万7,000円の増額となり、合わせて344万3,000円の追加計上となります。また、特別会計への繰出金についても、同様の見直し等に基づく内容となります。

以上、歳出についてはただいまご説明したとおりですが、これを賄う歳入としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について所要の見直しを行うとともに、電力・ガス・食料品等の価格高騰対策分を追加計上したほか、各事業の進捗状況を基に、国・県支出金や町債等の特定財源について精査を行っており、第1表の歳入に記載のとおりとなります。

以上の結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,000万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ202億5,600万円となります。

次に、第2表の継続費補正です。今回、継続費の補正として計上した文化的施設整備事業については、先ほどの行政報告や提案理由でもご説明したとおり、昨年の9月定例会、令和3年度一般会計補正予算（第2号）において、実施設計から用地取得、建築工事といった施設本体の建設に係る費用のほか、じゅう器、備品、図書システムの整備といった運営に係る初期費用並びに引っ越し費用など、今後必要となる事業費の総額を明らかにする必要があったことから、地方自治法第212条第1項の規定による継続費を設定し、議決をいただいたところです。

その後、継続費に基づき、昨年11月から本年10月にかけて施設本体の建築に係る実施設計を行ったところですが、本事業においても、資材価格の高騰による影響を受けて、主に施設本体の建築工事費が増額となったことから、昨年度に設定した継続費の期間、総額及び年割額の変更を行うものです。

なお、当該事業については、昨年9月の継続費設定の際に、旧役場町本庁舎跡地を建設予定地とした基本設計が完了しており、施設の規模や構造等も含め、開館までに必要な予算をお認めいただいていたことや、今回の補正理由が、全国的な資材価格の高騰等に伴う

影響であり、施設の規模や構造等について継続費設定時の状況から著しく変更したものでないことから、継続費の再設定ではなく、昨年度に設定した継続費の変更としてご審議いただくものです。

次に、第3表の繰越明許費です。男女共同参画計画策定事業600万円について、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として計上しております。

最後に、第4表の地方債補正です。文化的施設整備事業の財源である合併特例事業債の追加や、過疎対策事業債の変更及び事業内容の見直しに伴う公益住宅建設事業債の変更について、限度額の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第87号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第19、議案第88号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第89号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第21、議案第90号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第91号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第88号から議案第91号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第88号から議案第91号までの各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第88号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正の主な内容として、歳出については、人件費の増額見込みにより、総務費で82万2,000円、県支出金返納金として、諸支出金で27万円増額する一方、予備費を109万3,000円減額しております。

歳入については、繰入金を31万7,000円減額する一方、諸収入で31万7,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は24億1,520万円となります。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第89号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、常勤医師の産休に伴い、代診医師の報償費で476万4,000円、また、電気料金の高騰により光熱水費で192万3,000円を追加計上するなど、総務費で799万7,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、診療収入で551万円、繰入金で349万円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ900万円の追加補正となり、累計予算総額は5億8,950万円となります。

続いて、議案第90号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、人件費の精査により455万円を減額する一方、非常勤医師に係る報償費で536万2,000円、また、電気料金の高騰により光熱水費で116万9,000円をそれぞれ追加計上するなど、総務費で220万円を追加計上しております。

これを賄う歳入については、繰入金を80万円減額する一方で、診療収入で240万円、諸収入で60万円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ220万円の追加補正となり、累計予算総額は1億1,310万円となります。

最後に、議案第91号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、総務費で職員の人件費5万1,000円を追加計

上する一方、医業費で医薬材料費 5 万 1,000 円を減額しております。

これにより、今回の補正は第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は 850 万円となります。

以上、4 件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 88 号から議案第 91 号までの 4 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号から議案第 91 号までの 4 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 23、議案第 92 号令和 4 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 24、議案第 93 号令和 4 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上、議案第 92 号及び議案第 93 号の 2 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第 92 号及び議案第 93 号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 92 号令和 4 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、人件費の増額見込みにより、総務費で 10 万 5,000 円を追加計上する一方、保険料還付金の減額見込みにより、諸支出金で 10 万 5,000 円を減額しております。

歳入については、諸収入で 10 万 5,000 円を減額する一方、繰入金で 10 万 5,000 円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出ともに増減はなく、累計予算総額は3億4,200万円となります。

続いて、議案第93号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、本年度の事業実績見込みに基づく必要額の再検討を行い、現段階で見込まれる経費を見直しております。

主な内容としては、人件費の増額見込みにより、総務費で47万9,000円、地域支援事業費で191万8,000円をそれぞれ追加計上しております。

また、歳入についても、繰入金を増額するなど、所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ340万円の追加補正となり、累計予算総額は28億1,850万円となります。

以上、2件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第92号及び議案第93号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第92号及び議案第93号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第25、議案第94号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）、日程第26、議案第95号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第94号及び議案第95号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第94号及び議案第95号の各特別会計補正予算案について、提

案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第94号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の主な補正内容として、歳出については、各種経費の精査により、総務費で4万5,000円を減額する一方、光熱水費や人件費の増額見込みなどにより、サービス事業費で324万5,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰入金で320万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ320万円の追加補正となり、累計予算総額は3億5,470万円となります。

続いて、議案第95号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の主な補正内容として、歳出については、各種経費の精査により、総務費で50万8,000円を減額する一方、光熱水費や人件費の増額見込みにより、サービス事業費で438万9,000円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、サービス収入で811万2,000円を追加計上する一方、繰入金を441万2,000円減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ370万円の追加補正となり、累計予算総額は2億6,440万円となります。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第94号及び議案第95号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第94号及び議案第95号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第27、議案第96号令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第28、議案第97号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第29、議案第98号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第96号から議案第98号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第96号及び議案第97号の各特別会計補正予算案並びに議案第98号の水道事業会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第96号令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、事業費において、電気料金の高騰により光熱水費で38万円を追加計上したほか、江師農業集落排水施設の合併浄化槽の漏水を修繕するため、修繕料62万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰入金で100万円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ100万円の追加補正となり、累計予算総額は3,080万円となります。

続いて、議案第97号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正内容として、歳出については、事業費において、電気料金の高騰により光熱水費で80万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、繰入金で80万円追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ80万円の追加補正となり、累計予算総額は5,760万円となります。

続いて、議案第98号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正内容として、収益的収入の事業収益において、他会計繰入金の修正により67万9,000円を追加計上しております。これにより、事業収益は累計で5億7,005万6,000円となります。

また、収益的支出の事業費用において、人件費の見直しにより44万6,000円を追加計上するとともに、支払利息を6万9,000円追加計上しております。これにより、事業費用は

51万5,000円の追加補正となり、累計で5億6,557万7,000円となります。

また、資金的収入において、他会計出資金580万円を追加計上しております。これにより、資金的収入は累計で1億9,339万3,000円となります。

以上3件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第98号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第96号から議案第98号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第30、請願・陳情を議題とします。

本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付しておる陳情文書表のとおりです。

お諮りします。

請願第4－1号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、請願第4－1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

なお、採決については、四万十町議会運営基準の規定「議案に関する請願については、その議案が可決または否決されたときはみなし採決とする」により、最終日に行います。

※12/13 P.3訂正あり  
以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時23分 散会